

所沢市新型インフルエンザ等対策行動計画

(資料編)

平成 2 7 年 1 月

所 沢 市

- 目 次 -

〔資料1〕発生段階別担当課一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	1
〔資料2〕特定接種の対象となり得る業種・職務について・・・・・・・・	16
〔資料3〕用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・	23
〔資料4〕所沢市新型インフルエンザ等対策本部条例・・・・・・・・	27
〔資料5〕所沢市新型インフルエンザ等対策有識者会議条例・・・・・・・・	28
〔資料6〕所沢市危機対策会議設置要綱・・・・・・・・	30
〔資料7〕所沢市新型インフルエンザ等対策連絡会議要綱・・・・・・・・	35

〔資料1〕

発生段階別担当課一覧（平成26年12月現在）

所沢市新型インフルエンザ等対策行動計画 第2章「発生段階に応じた対応」における所管課及び対応課は以下のとおり想定しますが、表記が無い場合も全庁的に協力を要請するなど、感染拡大の状況等に応じて柔軟に対応します。

なお、この一覧は、組織改編等に伴い変更の必要が生じた際に随時更新します。

【用例】

項目欄	…通常の対策、	…緊急事態宣言時の対策
区分欄	所管課……………	対策の主体となる所属
	対応課……………	所管課の指示等に基づき対策実施や業務協力を行う所属
担当欄	対策会議……………	所沢市新型インフルエンザ等対策会議
	対策本部会議…	所沢市新型インフルエンザ等対策本部会議
	有識者会議………	所沢市新型インフルエンザ等対策有識者会議

1. 未発生期（P26）

(1) 実施体制

項目	区分	担当
新型インフルエンザ等対策連絡会議の設置	所管課	保健医療課、危機管理課
	対応課	健康管理課、健康づくり支援課、市民医療センター総務課
所沢市新型インフルエンザ等対策行動計画等の作成	所管課	保健医療課
地域別対策会議への参加	所管課	保健医療課
国・県等との連携強化	所管課	保健医療課、危機管理課

(2) 情報収集・情報提供

項目	区分	担当
国・県等の情報収集・提供	所管課	保健医療課
	対応課	危機管理課、広報課
予防対策・行動計画の周知	所管課	保健医療課
	対応課	危機管理課、広報課
施設等での情報提供・指導等	所管課	障害福祉課、高齢者支援課、こども支援課、こども福祉課、青少年課、保育課、学校教育課、保健給食課

相談窓口等の設置準備	所管課	保健医療課
	対応課	健康管理課、健康づくり支援課
情報収集・情報提供体制の整備	所管課	保健医療課、危機管理課

(3) 予防・まん延防止

項目	区分	担当
市民の知識・理解向上	所管課	保健医療課
	対応課	健康管理課、健康づくり支援課
防護具等の備蓄	所管課	危機管理課
	対応課	契約課
施設等での感染予防策・臨時休業等への準備	所管課	障害福祉課、高齢者支援課、こども支援課、こども福祉課、青少年課、保育課、学校教育課、保健給食課
予防接種(住民接種)への備え	所管課	健康管理課
	対応課	保健医療課、健康づくり支援課
予防接種(住民接種)に関する市町村間の広域的対応	所管課	健康管理課
	対応課	保健医療課、健康づくり支援課
予防接種(特定接種)への備え	所管課	保健医療課、市民医療センター総務課、職員課

(4) 市民生活・市民経済の安定

項目	区分	担当
食料品や生活必需品確保に関する準備	所管課	危機管理課、産業振興課、商業観光課、農業振興課
	対応課	契約課
市役所業務の継続の準備	所管課	危機管理課
要援護者の把握	所管課	健康管理課、障害福祉課、高齢者支援課、こども福祉課
遺体安置体制及び火葬体制構築への協力	所管課	危機管理課、市民課
物資及び資材の備蓄等	所管課	危機管理課、健康管理課、市民医療センター総務課
	対応課	契約課

2. 海外発生期（P30）

(1) 実施体制

項目	区分	担当
新型インフルエンザ等対策会議の設置	所管課	危機管理課
新型インフルエンザ等対策連絡会議の継続	所管課	保健医療課、危機管理課
	対応課	健康管理課、健康づくり支援課、市民医療センター総務課
(仮称)新型インフルエンザ等対策有識者会議の設置	所管課	保健医療課
	対応課	危機管理課、市民医療センター総務課
地域別対策会議への参加	所管課	保健医療課

(2) 情報収集・情報提供

項目	区分	担当
関係部署間の情報共有	所管課	保健医療課、危機管理課
	対応課	全所属
相談窓口の設置	所管課	保健医療課
	対応課	健康管理課、健康づくり支援課
正確な情報提供	所管課	保健医療課
	対応課	危機管理課、健康管理課、健康づくり支援課、広報課、障害福祉課、高齢者支援課、こども支援課、こども福祉課、青少年課、保育課、学校教育課、保健給食課

(3) 予防・まん延防止

項目	区分	担当課
予防策の周知・勧奨	所管課	保健医療課
	対応課	危機管理課、健康管理課、健康づくり支援課、広報課、障害福祉課、高齢者支援課、こども支援課、こども福祉課、青少年課、保育課、学校教育課、保健給食課
予防接種(特定接種)の情報提供及び実施	所管課	保健医療課、職員課、市民医療センター総務課
予防接種(住民接種)の準備	所管課	健康管理課
	対応課	保健医療課、健康づくり支援課

(4) 市民生活・市民経済の安定

項目	区分	担当
遺体の一時的安置の準備	所管課	危機管理課 遺体保存・保存後の搬送については対策会議又は対策本部会議で検討

3.国内発生期（P33）

(1)実施体制

項目	区分	担当
対策検討の継続	所管課	保健医療課、危機管理課
	対応課	健康管理課、健康づくり支援課、市民医療センター総務課
地域別対策会議への参加	所管課	保健医療課
新型インフルエンザ等対策本部の設置	所管課	危機管理課

(2)情報収集・情報提供

項目	区分	担当
相談窓口の体制充実・強化	所管課	保健医療課
	対応課	健康管理課、健康づくり支援課
正確な情報提供	所管課	保健医療課
	対応課	危機管理課、健康管理課、健康づくり支援課、広報課、障害福祉課、高齢者支援課、こども支援課、こども福祉課、青少年課、保育課、学校教育課、保健給食課
感染予防策・受診方法等の情報提供	所管課	保健医療課
	対応課	危機管理課、健康管理課、健康づくり支援課、広報課、障害福祉課、高齢者支援課、こども支援課、こども福祉課、青少年課、保育課、学校教育課、保健給食課

(3) 予防・まん延防止

項目	区分	担当
予防策の周知・勧奨	所管課	保健医療課
	対応課	危機管理課、健康管理課、健康づくり支援課、広報課、障害福祉課、高齢者支援課、こども支援課、こども福祉課、青少年課、保育課、学校教育課、保健給食課
市民への周知徹底	所管課	保健医療課
	対応課	危機管理課、健康管理課、健康づくり支援課、広報課、障害福祉課、高齢者支援課、こども支援課、こども福祉課、青少年課、保育課、学校教育課、保健給食課
施設閉鎖時の対応の検討	所管課	保健医療課、危機管理課
	対応課	施設担当課（P27 一覧のとおり）
施設等における関係者の健康状態の把握	所管課	保健医療課、危機管理課
	対応課	施設担当課（P27 一覧のとおり）
施設等における臨時休業基準の検討	所管課	保健医療課、危機管理課 対策会議又は対策本部会議、有識者会議等で検討
予防接種（住民接種（新臨時接種））の実施	所管課	健康管理課
	対応課	保健医療課、健康づくり支援課
国・県の指示に基づく対応の実施	所管課	保健医療課、危機管理課
	対応課	全所属
予防接種（住民接種（臨時接種））の実施	所管課	健康管理課
	対応課	保健医療課、健康づくり支援課

(4)市民生活・市民経済の安定

項目	区分	担当
火葬作業従事者への用具手配	所管課	危機管理課、市民課
	対応課	契約課
水の安定供給	所管課	給水管理課・浄水管理室
市役所業務の継続的な維持	所管課	危機管理課
	対応課	全所属
物価安定・物資供給のための調査・要請等	所管課	市民相談課、産業振興課、商業観光課、農業振興課
生活物資・価格動向等の相談・情報収集の充実	所管課	市民相談課、産業振興課、商業観光課、農業振興課

4. 地域発生早期（P37）

（1）実施体制

項目	区分	担当
市内発生宣言	所管課	保健医療課
	対応課	危機管理課、健康管理課、健康づくり支援課、広報課、障害福祉課、高齢者支援課、こども支援課、こども福祉課、青少年課、保育課、学校教育課、保健給食課
対策検討の継続	所管課	保健医療課、危機管理課
	対応課	健康管理課、健康づくり支援課、市民医療センター総務課
地域別対策会議への参加	所管課	保健医療課
新型インフルエンザ等対策本部の設置	所管課	危機管理課
他の地方公共団体による代行・応援等	所管課	職員課
政府対策本部・県対策本部との連携	所管課	危機管理課

（2）情報収集・情報提供

項目	区分	担当
混乱防止・注意喚起等	所管課	保健医療課、危機管理課
	対応課	広報課
家庭での予防策・拡大防止策の徹底	所管課	保健医療課
	対応課	危機管理課、健康管理課、健康づくり支援課、広報課、障害福祉課、高齢者支援課、こども支援課、こども福祉課、青少年課、保育課、学校教育課、保健給食課
相談窓口の継続	所管課	保健医療課
	対応課	健康管理課、健康づくり支援課
感染予防策・受診方法等の情報提供	所管課	保健医療課
	対応課	健康管理課、健康づくり支援課、市民医療センター総務課、広報課

(3) 予防・まん延防止

項目	区分	担当
市民への強力な勧奨	所管課	保健医療課
	対応課	危機管理課、健康管理課、健康づくり支援課、広報課、障害福祉課、高齢者支援課、こども支援課、こども福祉課、青少年課、保育課、学校教育課、保健給食課
学校・保育施設等の管理者への要請	所管課	保健医療課
	対応課	障害福祉課、高齢者支援課、こども支援課、こども福祉課、青少年課、保育課、学校教育課、保健給食課
県の要請に基づく対応	所管課	保健医療課
	対応課	危機管理課、健康管理課、健康づくり支援課
予防接種(住民接種(新臨時接種))の実施	所管課	健康管理課
	対応課	保健医療課、健康づくり支援課
国・県の指示に基づく対応の実施	所管課	保健医療課、危機管理課
予防接種(住民接種(臨時接種))の実施	所管課	健康管理課
	対応課	保健医療課、健康づくり支援課

(4) 市民生活・市民経済の安定

項目	区分	担当
市役所業務の継続的な維持	所管課	危機管理課
	対応課	全所属
一般相談等への対応	所管課	市民相談課
必要に応じた要援護者への対応	所管課	健康管理課、障害福祉課、高齢者支援課、こども福祉課
火葬の実施・適切な遺体の保存	所管課	市民課 遺体保存・保存後の搬送については対策会議又は対策本部会議で検討

水の安定供給	所管課	給水管理課・浄水管理室
物価安定・物資供給のための調査・要請等	所管課	市民相談課、産業振興課、商業観光課、農業振興課
生活物資・価格動向等の相談・情報収集の充実	所管課	市民相談課、産業振興課、商業観光課、農業振興課
要援護者への対応	所管課	健康管理課、障害福祉課、高齢者支援課、こども福祉課

(5) 医療

項目	区分	担当
在宅で療養する患者への対応の準備	所管課	保健医療課
	対応課	健康管理課、健康づくり支援課 支援に従事する職員の応援は、対策会議又は対策本部会議で検討

5.地域感染拡大期（P42）

(1)実施体制

項目	区分	担当
対策検討の継続	所管課	保健医療課、危機管理課
	対応課	健康管理課、健康づくり支援課、市民医療センター総務課
地域別対策会議への参加	所管課	保健医療課
新型インフルエンザ等対策本部の設置	所管課	危機管理課
他の地方公共団体による代行・応援等	所管課	職員課
府対策本部・県対策本部との連携	所管課	危機管理課

(2)情報収集・情報提供

項目	区分	担当
混乱防止・注意喚起等	所管課	保健医療課、危機管理課
	対応課	広報課
家庭での予防策・拡大防止策の徹底	所管課	保健医療課
	対応課	危機管理課、健康管理課、健康づくり支援課、広報課、障害福祉課、高齢者支援課、こども支援課、こども福祉課、青少年課、保育課、学校教育課、保健給食課
相談窓口の継続	所管課	保健医療課
	対応課	健康管理課、健康づくり支援課
感染予防策・受診方法等の情報提供	所管課	保健医療課
	対応課	健康管理課、健康づくり支援課、市民医療センター総務課、広報課

(3) 予防・まん延防止

項目	区分	担当
予防接種(住民接種(新臨時接種))の実施	所管課	健康管理課
	対応課	保健医療課、健康づくり支援課
り患者の外出自粛の呼びかけ	所管課	保健医療課
	対応課	広報課
施設閉鎖・主催行事の中止等の検討	所管課	保健医療課、危機管理課
	対応課	施設担当課（P27 一覧のとおり）
学校・保育施設等の管理者への要請	所管課	保健医療課
	対応課	障害福祉課、高齢者支援課、こども支援課、こども福祉課、青少年課、保育課、学校教育課、保健給食課
国・県の指示に基づく対応の実施	所管課	保健医療課、危機管理課
予防接種(住民接種(臨時接種))の実施	所管課	健康管理課
	対応課	保健医療課、健康づくり支援課

(4) 市民生活・市民経済の安定

項目	区分	担当
市役所業務の継続的な維持	所管課	危機管理課
	対応課	全所属
必要に応じた要援護者への対応	所管課	健康管理課、障害福祉課、高齢者支援課、こども福祉課
水の安定供給	所管課	給水管理課・浄水管理室
物価安定・物資供給のための調査・要請等	所管課	市民相談課、産業振興課、商業観光課、農業振興課
生活物資・価格動向等の相談・情報収集の充実	所管課	市民相談課、産業振興課、商業観光課、農業振興課
要援護者への対応	所管課	健康管理課、障害福祉課、高齢者支援課、こども福祉課

〔資料1〕発生段階別担当課一覧（5.地域感染拡大期）

火葬場の継続稼働	所管課	市民課
火葬作業についての職員体制整備・物資配備	所管課	危機管理課、市民課
	対応課	契約課
埋葬・火葬の特例	所管課	市民課
臨時遺体安置所及び人員の確保	所管課	危機管理課 遺体保存・保存後の搬送については対策会議又は対策本部会議で検討

(5) 医療

項目	区分	担当
在宅で療養する患者への対応	所管課	保健医療課
	対応課	健康管理課、健康づくり支援課 支援に従事する職員の応援は、対策会議又は対策本部会議で検討
臨時の医療施設の開設に係る事務	所管課	保健医療課

6. 小康期（P47）

(1) 実施体制

項目	区分	担当
実施体制の変更	所管課	保健医療課、危機管理課
対策本部の廃止	所管課	危機管理課

(2) 情報収集・情報提供

項目	区分	担当
終息と第二波に備える情報提供・注意喚起	所管課	保健医療課
	対応課	危機管理課、健康管理課、健康づくり支援課、市民医療センター総務課、広報課
情報提供方法等の見直し	所管課	保健医療課
	対応課	危機管理課、健康管理課、健康づくり支援課、市民医療センター総務課、広報課

(3) 予防・まん延防止

項目	区分	担当
拡大防止策の見直し	所管課	保健医療課、危機管理課
予防接種（住民接種（新臨時接種））の実施	所管課	健康管理課
	対応課	保健医療課、健康づくり支援課
予防接種（住民接種（臨時接種））の実施	所管課	健康管理課
	対応課	保健医療課、健康づくり支援課

(4) 市民生活・市民経済の安定

項目	区分	担当
措置の解除	所管課	保健医療課、危機管理課
新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止	所管課	保健医療課、危機管理課

【施設所管課一覧】

部	所属名	施設名
経営企画部	企画総務課	男女共同参画推進センター
財務部	管財課	各市民ギャラリー
市民部	コミュニティ推進課	市民文化センター、各コミュニティセンター等
	市民相談課	消費生活センター
	各まちづくりセンター	各まちづくりセンター
福祉部	障害福祉課	各障害福祉施設
	高齢者支援課	各老人憩の家、各老人福祉センター・各老人ホーム等
こども未来部	こども支援課	各私立幼稚園
	こども福祉課	松原学園、かしの木学園
	青少年課	各放課後児童クラブ、各児童館
	保育課	各保育園
環境クリーン部	資源循環推進課	リサイクルふれあい館
	東部クリーンセンター	東部クリーンセンター(見学等)
	西部クリーンセンター	西部クリーンセンター(見学等)
産業経済部	産業振興課	ラーク所沢
教育総務部	社会教育課	各公民館
	スポーツ振興課	体育館、武道館、各運動場等
	文化財保護課	埋蔵文化財調査センター、各民俗資料館
	生涯学習推進センター	生涯学習推進センター
学校教育部	所沢図書館	本館、各分館
	学校教育課	各小中学校、公立幼稚園
	教育センター	教育センター・視聴覚センター
	保健給食課	各給食センター

〔資料2〕

特定接種の対象となり得る業種・職務について

（埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画から抜粋）

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等については、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、政府の基本的な考え方を参考に、埼玉県が県内で特定接種の対象となり得る業種・職種を整理している（事業所が県内に所在するものに限る）。

以下に、埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画から抜粋して掲載する。

（1）特定接種の登録事業者

A 医療分野

（A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2 重大・緊急医療型）

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、独立行政法人国立病院機構の病院、社会保険病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

（注1）重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め掲載

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	-
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	-	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工事用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省

〔資料2〕特定接種の対象となり得る業種・職務について

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
工業用水道業	-	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	-	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	-	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引精算 機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LP ガスを含む）の供給	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰、農産保存食料品、精穀・製粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調製粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう、以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他の小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

（注2）業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

（注3）上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

（２）特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分１：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分２：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分３：民間の登録事業者と同様の職務

区分１：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分１	県
県対策本部の事務	区分１	県
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分１	各市町村
市町村対策本部の事務	区分１	各市町村
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分１	県
住民への予防接種、専用外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分１	県
新型インフルエンザ等対策に必要な県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分１	県 市町村
地方議会の運営	区分１	県 市町村

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
令状発付に関する事務	区分 2	-
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分 2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分 2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分 1 区分 2	県警察本部
救急 消火、救助等	区分 1 区分 2	県 各市町村
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による 検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して 対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分 1 区分 2	防衛省

区分 3：民間の登録事業者と同様の業務

- （１）の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、ガス業、航空運輸業、鉄道業、電気業、道路旅客運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務（県、市町村）

〔資料3〕

用語解説

(埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画から抜粋)

帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、新型インフルエンザ等専用外来(帰国者・接触者外来) に紹介するための相談センター。県民からの一般的な問合せに対応する「相談窓口」とは異なる。

抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

個人防護具(Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの暴露及び偶発的な接種のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等) に応じた適切なものを選択する必要がある。

サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体) の把握及び分析のことを示すこともある。

指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

死亡率(Mortality Rate)

流行期間中に、その疾病に罹患して死亡した者の人口当たりの割合。ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等により罹患して死亡した者の数。

新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言

特措法第32条第1項に基づき、政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に公示された場合は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

新感染症

感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

新型インフルエンザ等専用外来

政府行動計画では「帰国者・接触者外来」といい、本県での呼称が「新型インフルエンザ等専用外来」。

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来である。

県及び保健所設置市が、地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。新型インフルエンザ等専用外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

相談窓口

県や市町村が、県民（市町村民）からの一般的な問合せに対応する窓口。海外発生期から設置し、県民（市町村民）に対して適切な情報提供を行い、疾患に関する相談や生活相談等（特に市町村）広範な内容にも対応する。

致命率(Case Fatality Rate)

流行期間中に、その疾病（ここでは新型インフルエンザ等）に罹患した者のうち、死亡した者の割合。

トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザはA型インフルエンザウイルスを病原体とする鳥の感染症で、このうち、家きんに対し高い死亡率を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。鳥インフルエンザの病原体に人が感染した場合、それがH5N1亜型であれば二類感染症、H7N9亜型であれば指定感染症、それ以外であれば四類感染症として扱われる。

濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ感染しやすく、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。パンデミックワクチンが供給されるまでの間、医療従事者等に対して接種される。

り患率（Attack Rate） * 政府行動計画では「発病率」

流行期間中にその疾病にり患した者の人口当たりの発生割合。発病率と同義。新型インフルエンザの場合は、全ての人々が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザにり患した者の割合。

PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

〔資料4〕

所沢市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月28日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、所沢市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 所沢市新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、所沢市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(次項において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

〔資料5〕

所沢市新型インフルエンザ等対策有識者会議条例

平成26年12月26日

条例第68号

（設置）

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等の対策に関し必要な事項について協議を行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、所沢市新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 有識者会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係団体の代表者
- (2) 感染症に関する専門的な知識を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員のうちから市長が指名する者
- (5) その他市長が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から協議が終了した日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 有識者会議に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長とともに事故があるとき、又は委員長及び副委員長がともに欠けたときは、有識者会議の会議に出席している委員の中から互選された者が委員長の職務を代理する。

（会議）

第5条 有識者会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員長及び副委員長とともに事故があるとき、又は委員長及び副委員長がともに欠けたときにおける有識者会議の会議は、市長が招集する。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、有識者会議の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、有識者会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1 国民保護協議会委員の項の次に次のように加える。

新型インフルエンザ等対策有識者会議委員	日額	7,900円
---------------------	----	--------

〔資料6〕

所沢市危機対策会議設置要綱

平成18年3月30日

改正 平成19年3月26日

平成19年10月30日

平成21年4月21日

平成24年3月30日

平成25年2月28日

（設置）

第1条 市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼす恐れがある事態並びに市民サービス等において市民に重大な被害や支障を及ぼし、市政の信頼を損なう事態（以下「危機」という。）が発生した場合又は発生する恐れがある場合において、迅速な情報の収集を図るとともに、対応策を検討するため、所沢市危機対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 危機対策の決定に関すること。
- (2) 危機対応策の検討に関すること。
- (3) その他必要な危機対策に関すること。

（組織）

第3条 対策会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、市長とする。
- 3 議長は、対策会議の事務を統括し、対策会議を代表する。
- 4 副議長は、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の職にある者をもって充てる。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときには、あらかじめ議長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 6 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

（平19年3月26日・平19年10月30日・平25年2月28日・一部改正）

（会議）

第4条 対策会議は、議長が招集し、主宰する。

(危機管理調整会議)

第5条 対策会議に危機管理調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。

- 2 調整会議は、常設の組織とする。
- 3 調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 対策会議の審議に付すべき事項
 - (2) 平常時の危機管理に関する連絡・調整
 - (3) 緊急時の対応に関する事項
 - (4) 危機管理マニュアルに関する事項
 - (5) その他危機管理に必要な事項
- 4 調整会議は、委員長及び委員をもって組織する。
- 5 委員長は、総務部危機管理担当参事をもって充てる。
- 6 委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、議題に係る特定の委員による調整会議を開催することができる。
- 8 委員長に事故があるとき、又は欠けたときには、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(平21年4月21日・平25年2月28日・一部改正)

(関係者の出席等)

第6条 議長及び委員長は、必要があると認めるときは、対策会議及び調整会議の会議に知識経験を有する者又は防災関係機関等の職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(設置期間等)

- 第7条 市長は、危機の発生等に際し、副市長又は危機管理担当理事からの報告を受け、緊急に対応の必要があると認めるときに対策会議を設置する。ただし、危機対策本部又は災害対策本部が設置されるときは、この限りでない。
- 2 対策会議を開設した場合は、呼称を定めるものとする。
 - 3 各部長は、対策会議における市長の指示等を踏まえ、所管業務に係る対策を講じるものとする。
 - 4 議長は、危機による被害の拡大する恐れが解消したと認めるとき又は危機対策本部若しくは災害対策本部が開設されたときに、対策会議を閉鎖する。

(平19年3月26日・一部改正)

（庶務）

第8条 対策会議の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

（平25年2月28日・一部改正）

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（所沢市緊急テロ対策連絡本部設置要綱の廃止）

2 所沢市緊急テロ対策連絡本部設置要綱（平成13年10月11日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（平21年4月21日・全改、平24年3月30日・平25年2月28日・一部改正）

秘書担当理事
経営企画部長
総務部長
総務部危機管理監
財務部長
市民部長
福祉部長
こども未来部長
健康推進部長
環境クリーン部長
産業経済部長
街づくり計画部長
建設部長
会計管理者
市民医療センター事務部長
上下水道部長
教育総務部長
学校教育部長
議会事務局長
埼玉西部消防組合の所沢中央消防署長

別表第2（第5条関係）

（平21年4月21日・全改、平24年3月30日・平25年2月28日・一部改正）

秘書室長
経営企画部企画総務課長
総務部文書行政課長
財務部財政課長
市民部コミュニティ推進課長
福祉部福祉総務課長
子ども未来部子ども支援課長
健康推進部保健医療課長
環境クリーン部環境総務課長
産業経済部産業振興課長
街づくり計画部都市計画課長
建設部建設総務課長
出納室長
市民医療センター事務部総務課長
上下水道部総務課長
教育総務部教育総務課長
議会事務局次長
監査事務局長
埼玉西部消防組合の所沢中央消防署消防管理課長

〔資料7〕

所沢市新型インフルエンザ等対策連絡会議設置要綱

平成26年12月26日

（設置）

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。次条において「法」という。）第8条第1項の規定により作成された所沢市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）に基づく対策を実施するに当たり、必要な事項について連絡及び調整を行わせるため、所沢市新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について連絡及び調整を行う。

- (1) 法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等（以下「新型インフルエンザ等」という。）に関する情報収集及び情報提供に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等に関する連携体制の構築に関すること。
- (3) 行動計画に基づく対策に関する体制の整備に関すること。
- (4) その他行動計画に基づく対策に関し、市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 連絡会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は健康推進部保健医療課長をもって充て、副委員長は総務部危機管理課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員長及び副委員長に共に事故があるとき、又は委員長及び副委員長が共に欠けたときは、委員の中から市長が指定する委員が委員長の職務を代理する。

（会議）

第5条 連絡会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 連絡会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（意見の聴取等）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、連絡会議の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（班）

第7条 連絡会議は、必要に応じ、班を置くことができる。

2 班に属する委員は、委員長が指名する。

（庶務）

第8条 連絡会議の庶務は、健康推進部保健医療課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月26日から施行する。

別表（第3条関係）

市民医療センター事務部総務課長
健康推進部健康管理課長
健康推進部健康づくり支援課長
その他市長が必要と認める職員

所沢市新型インフルエンザ等対策行動計画

(資料編)

平成 27 年 1 月

所沢市健康推進部保健医療課

〒359-8501 所沢市並木一丁目 1 番地の 1

TEL 04-2998-9385 FAX 04-2998-9138

E-MAIL a9385@city.tokorozawa.saitama.jp
